

## 議会運営委員会先進地視察研修報告書

- 期 日 平成29年1月31日（火）、2月1日（水）
- 視 察 先 岐阜県可児市、多治見市
- 参 加 者 委員5名、議長、随員2名 合計8名
- 視察概要

### 【岐阜県可児市】

- 人 口 101,027人
- 面 積 87.57 km<sup>2</sup>
- 視察事項 可児市議会の議会改革について
  - ・議会運営サイクルについて
  - ・議会アンケート調査について
  - ・特色ある取り組みについて など

#### 1 可児市議会の概要

- (1) 議員数 条例定数：22人 現員数：22人
- (2) 会派数 6会派
- (3) 常任委員会数 4委員会（予算決算、総務企画、建設市民、教育福祉）
- (4) 特別委員会数 3委員会（議会広報、議会改革、議員定数報酬）

#### 2 視察内容

##### (1) 議会運営サイクルについて

議員（議長）の任期内において、議会としての課題を整理し、仮に任期中の議長の交代があっても、継続的に一貫性をもってその課題に取り組むために、議長のマニフェスト及び議会の課題を引き継ぐためのシステムを構築している。また、その活動は各委員会においても委員長を中心に同様のシステムを採用している。

##### (2) 議会アンケート調査について

市議会の現状を把握することを目的に市民を対象に実施している。また、質問選定から封入、郵送、集計、分析に至るまですべて議員が実施している。平成23年に第1回のアンケートを実施した。

- ・対象：20歳以上の市民2,000人
- ・回収数（率）：810件（40.6パーセント）

その結果として、議会への関心が低く、市議の活動を知らないという実態を把

握し、議会全体で「議会の見える化」に取り組むことになった。具体的には、議会だよりを軸とした分かりやすい広報の展開、市民の意見を聞く意見交換会の充実を図ることとした。

### (3) 特色ある取り組みについて

#### ① マネージメントについて

市議会における特色ある取り組みを支える行程が確立している。そのこと自体に大きな特徴がある。

アイデア（気付き） ⇒ インスピレーション（閃き） ⇒ アクティビティ（行動） ⇒ コミュニケーション（相互理解） ⇒ インプルメンテーション（実施） ⇒ レギュレーション（規定）

このマネジメントサイクルを基本に議会の運営がなされている。

#### ② 市民との意見交換について

議会基本条例に基づく意見交換会（本市議会の場合は議会報告会）のほか、高校生議会、ママさん議会を開催し、民意の把握に努めている。また、高校生を対象とした模擬投票の実施による主権者教育の取り組み、各種ワークショップの開催など、地域課題の把握や解決に独自に取り組んでいる。

### ☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

・ 市民、とりわけ若い世代や子育て世代との距離感が近く、それらの市民の自らの意見や活動がまちづくりに寄与することで、住み続けたくなるまちづくりに向かっている。市議会がそれをサポートすることで、市民にとって身近な存在になってきていると感じる。

・ 「議会の力が地域の未来を創る」というスローガンの下、不断の議会改革に取り組んでいる。議会活動そのものが外向きの活動になっており、そのことにより議員個々の資質向上を図っている印象があった。

・ 例えとしての「車の両輪」を否定的にとらえ、市長と議会がそれぞれハンドル、アクセル、ブレーキを持つべきとの指摘は斬新で、議会がまちづくりの大きな原動力であるという共通認識をもって活発な議会活動を行っている。

・ 市民意見の集約に力を注いでいる。市民等との意見交換会のほか、随時、懇談会等を開催している。市の課題に合わせた各年齢層の市民とも活発に意見交換、ワークショップを実施しており、本市においても参考にしたい

## 【岐阜県多治見市】

●人 口 1 1 2, 8 9 1 人

●面 積 9 1. 2 5 k m<sup>2</sup>

●視察事項 議会基本条例制定後の議会運営、議会改革について

・制定後の議会運営（議員討議、反問権、市民との対話集会など）  
について

・制定後の議会改革（議会活性化、政策提言など）について

### 1 多治見市議会の概要

(1) 議員数 条例定数：24人 現員数：24人

(2) 会派数 7会派

(3) 常任委員会数 3委員会

(総務、経済建設、厚生環境教育)

(4) 特別委員会数 2委員会

(駅周辺まちづくり、議員定数)

### 2 視察内容

(1) 議会基本条例について

多治見市議会の議会基本条例の特徴は、学識経験者（大学教授等）を加えずに議員自らが策定したこと。極力専門用語の使用を控えるなど、簡潔で分かりやすい条文にしたことが挙げられる。

条例制定後の主な活動は以下のとおりである。

#### ① 反問権の拡大について

従来は議員の一般質問に対して市長が反問することができるとしていた規定を、まず反問権の対象を一般質問から、質疑及び議会提出議案にまで拡大し、反問権の行使者も市長だけでなく、部長、課長まで拡大した。また、反問の目的の条文化を図っている。

#### ② 自由討議の活発化について

議会が言論の府であること、合議制の機関であることを踏まえ、議案に対する自由討議を常任委員会で開催している。また、議員間における自由な討議を推進するため、議案以外に対する自由討議を議員全員協議会で開催している。その結果として、市総合計画の策定に際して、議員間討議を通して合意形成を図り議会の総意として政策提言を行った。（マニフェスト大賞受賞）

### ③ 政策提案について

市民の声を市政に反映するとともに、議員の政策提言能力の向上を図るため、議員提案による条例等を以下の通り制定した。

- ・市民の歯と口腔の健康づくり推進条例（25年4月）
- ・美濃焼を使おう条例（26年7月）
- ・議会大規模災害対応規程（26年6月）

### ④ 対話重視の議会運営について

参加者の固定化や偏った参加者の年代層、政策提言につながらないなどの課題を解決するため、平成26年度から、対面式の対話集会から車座の対話集会にリニューアルし、市民等との意見交換会を実施している。あらかじめテーマを設定し、テーマごとに会場を設定している。なお、チラシによる市民への周知など、本市議会の議会報告会との共通点も多い。

### ⑤ 今後の対応について

多治見市議会においても対話集会後に報告書を作成している。本市議会の場合は、その報告書に基づき議会としての提言書を執行部に対して提出しているが、多治見市議会では一旦広報公聴研究会で整理し、各常任委員会の調査研究事項として割り振りをしている。

委員会の調査研究の一環として参考となるものである。

## ☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

・議会が言論を中心とした合議制の機関であることを踏まえると自由討議の活性化は本市議会にとっての大きな課題である。本市においても導入に向け検討の必要性を感じた。

・市総合計画の策定に当たり、自由討議を活用し、執行部への提言に結び付けている。本市議会においても全議員参加による活発な議論ができる環境づくりを検討すべきである。

・反問権の拡大は議員一人一人の資質の向上には欠かせないと考えられる。ルール作りを含め検討すべきである。

・若者や子育て世代を対象にしたワークショップの開催など、市民にとって身近で開かれた議会への取り組みは参考になる。本市議会においてもテーマと対象をあらかじめ選定し、意見を交換してはどうかと考える。